

○金融庁告示第五十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第一項第三号の規定に基づき、競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を、次の各号に掲げる金融商品取引所ごとに、それぞれ次のように定める。

平成十七年七月八日

金融庁長官 五味 廣文

一 東京証券取引所 T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例に定めるT o S T N e T取引

二 大阪取引所 J | N E T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例に定めるJ | N E T取引

三 名古屋証券取引所 N | N E T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例に定めるN | N E T取引

四 札幌証券取引所 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例に定める立会外取引

五 福岡証券取引所 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例に定

める立会外取引